

改正概要説明書

国名：オーストラリア

法令名：意匠法

改正情報：2022年3月10日公布

改正概要：

1. 排他的ライセンシーの定義の追加

- ・ 排他的ライセンシーの定義を規定する条文が新設された(第5B条)。

2. 意匠の新規性喪失の例外の整備

- ・ 優先日前12月の期間内における関係者等による意匠の公開又は使用等について、所定の要件の下、意匠の新規性喪失の例外の対象とする旨の規定が整備された(第17条(1), (1A)-(1E))。

3. 最低出願要件に関する規定の整備

- ・ 意匠出願が最低出願要件を満たしていない場合、登録官はその旨を出願人に通知しなければならない旨及び最低出願要件が所定の期間内に満たされない場合には、その出願はなかったものとみなされる旨の規定が整備された(第24条(2)(3))。

4. 意匠出願の失効に関する規定の整備

- ・ 登録官が方式要件の不備を訂正することを求める通知を出願人に出し、かつ、出願人が、規則が定める期間内に所定の対応を取らなかった場合、意匠出願は失効する旨の規定が整備された(第33条(1))。

5. 登録の請求に関する規定の整備、削除

- ・ 出願人が意匠の登録を請求したとみなされる場合について規定が整備された(第35条(4)-(6))。
- ・ 原出願から除外された意匠に関して意匠出願(後出願)を提出する者は、後出願時に当該意匠の登録を請求したとみなされる旨が規定された(第36条)。これに伴い、2以上の意匠に関する出願から除外された意匠に関する請求について規定していた条文が削除された(旧第37条)。

6. 意匠の公告に関する規定の削除

- ・ 意匠の公告について規定していた条文が削除された(旧第38条, 旧第57条, 旧第58条, 旧第59条)。

7. 登録の更新に関する規定の明確化

- ・ 意匠の登録期間の終了の翌日から更新が発生する日までの間、意匠登録は失効しないことが明確化された(第47条(4))。

8. 登録官に提供することができる資料の明確化

- ・ 登録官が承認した場合を除き、書類以外の物理的物品の形態で資料を提供してはならない旨の規定が整備された(第69条)。

9. 先使用による侵害の例外規定の追加

・ 意匠の優先日より前に登録された意匠と同一又は類似する意匠を具現化した製品を作製するなど、所定の行為を行っていた者は、登録意匠を侵害せずに所定の行為を行うことができるとする規定が新設された(第 71A 条)。

10. 排他的ライセンシーの侵害訴訟に関する規定の整備

・ 排他的ライセンシーが侵害訴訟を提起する場合、当該訴訟において登録意匠の登録所有者を被告としなければならないこと等が規定された(第 73 条(2A)(2B))。

11. 侵害に対する救済の整備

・ 意匠が登録された日より前に発生する侵害に対して、裁判所は、所定の場合に損害賠償を減額する等の、被告の侵害に対する救済を行うことができる旨の規定が整備された(第 75 条(1A))。

12. 不当な脅迫に対する救済の整備

・ 裁判所は、不当な脅迫の結果として申請人が被った損害の裁定において、一定の要件を考慮した上で、追加の額を含めることができる旨が規定された(第 77 条(1A))。

13. 政府の目的での意匠の使用に関する規定の整備

・ 政府の目的での意匠の使用の定義が規定された(第 95 条(2)-(5))。
・ 政府による意匠の使用に関する総則が整備された(第 96 条)。
・ 緊急時における政府による意匠の使用について規定する条文が新設された(第 96A 条)。
・ 政府による意匠の使用時の出願人等へ通知について規定が整備された(第 97 条(1))。
・ 政府による意匠の使用の条件について規定が整備された(第 98 条)。
・ 関係当局以外の者が意匠を使用できる条件を設定する合意又はライセンスの効力について規定が整備された(第 99 条)。

14. 連邦又は州による意匠の使用に関する侵害訴訟、裁判所による宣言の規定の削除

・ 上記の政府による意匠の使用に関する規定が整備されたことに伴い、連邦又は州による意匠の使用に対する侵害訴訟の禁止を規定していた条文(旧第 100 条)、及び、連邦又は州による意匠の使用に関する裁判所による宣言について規定していた条文(旧第 101 条)が削除された。

15. 手数料に関する規定の明確化

・ 書類提出の手段や手数料の納付手段に従って、異なる手数料を定めることができる旨が規定されると共に、手数料の納付手段が明確化された(第 130 条(2A)-(2C)、第 130A 条)。

16. コンピュータ化された意思決定に関する規定の追加

・ 登録官がコンピュータプログラムを使用することができる場合について規定する条文が新設された(第 135A 条)。

17. 行政不服審判所による再審理に関する規定の整備

・ 行政不服審判所による再審理を求める申請をすることができる場合について規定が整備された(第 136 条(1A))。

18. 書類提出に関する規定の整備

・ 電子的手段を含む書類提出の手段について規定する条文が整備, 新設された(第 144 条, 第 144A 条)。

・ 書類提出の様式に対する登録官による指示について規定する条文が新設された(第 144B 条)。

19. 証拠提出に関する規定の整備

・ 証拠提出の手段, 様式等に対する登録官による指示について規定する条文が新設された(第 144C 条)。

20. 登録官による通知に関する規定の整備

・ 電子的手段を含む通信手段による登録官の通知について規定する条文が新設された(第 144D 条)。

21. 規則に関する規定の整備

・ 総督は, 書類の提出に係る要件に関する諸規則を制定する権限を有する旨の規定が整備された(第 149 条(2)(aa)(ab))。

改正内容:

・ 第 5B 条, 第 71A 条, 第 96A 条, 第 130A 条, 第 135A 条, 第 144A 条, 第 144B 条, 第 144C 条, 第 144D 条, 第 149A 条

新設条文である。

・ 第 37 条, 第 38 条, 第 57 条, 第 58 条, 第 59 条, 第 100 条, 第 101 条
削除された。

・ 第 17 条
意匠の新規性喪失の例外について明確化された。

・ 第 24 条
最低出願要件について明確化された。

・ 第 33 条
意匠出願の失効について明確化された。

・ 第 35 条, 第 36 条
登録の請求について明確化された。

・ 第 47 条
登録の更新について明確化された。

・第69条

登録官に提供することができる資料について明確化された。

・第72条

侵害の例外について明確化された。

・第73条

排他的ライセンスの侵害訴訟について明確化された。

・第75条

侵害の救済方法について明確化された。

・第77条

不当な脅迫に対する救済について明確化された。

・第95条, 第96条, 第97条, 第98条, 第99条

政府の目的での意匠の使用について明確化された。

・第130条

手数料について明確化された。

・第136条

行政不服審判所による再審理について明確化された。